

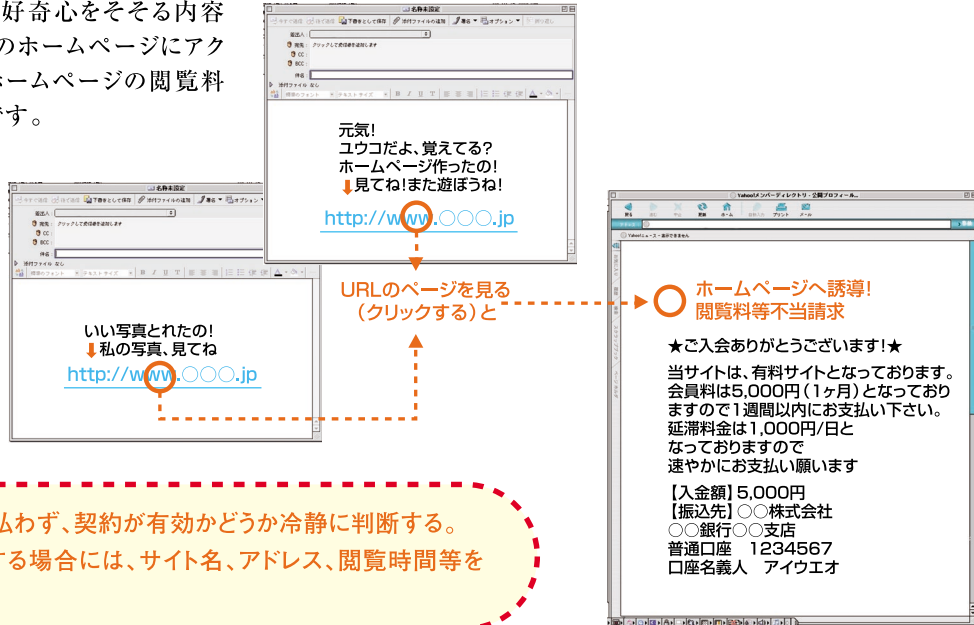
多種多様な手口にひっかからないために

サイバー犯罪は、日々新しい手口が発生しています。常に情報収集を怠らず
これらの手口にひっかからないようにしましょう。

不当請求

交際を希望する内容や好奇心をそそる内容のメールを送りつけ、特定のホームページにアクセスただけで会員料やホームページの閲覧料等を不当に請求するものです。

不当請求メールの例



- 請求には慌てて支払わず、契約が有効かどうか冷静に判断する。
- 有料サイトを閲覧する場合には、サイト名、アドレス、閲覧時間等を記録しておく。

フィッシング事案

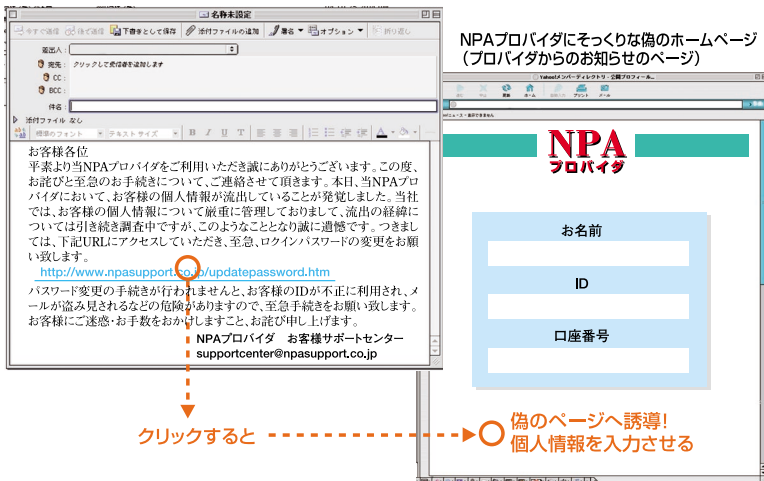
フィッシング(Phishing)とは、銀行等の企業からのメールを装い、メールの受信者に偽のホームページにアクセスするよう仕向け、そのページにおいて個人の金融情報(クレジットカード番号、ID、パスワード等)を入力させるなどして個人の金融情報を不正に入手するような行為であり、その情報を元に金銭をだましとられる事案が発生しています。

フィッシングに注意

- 個人情報・金融情報を聞き出そうとするメールに対しては、送信元の企業の実際の窓口にて電話等で問い合わせる。
- メールに記載されているアドレスをクリックせずに、ブックマークやインターネットの検索ページ等から企業のホームページにアクセスする。
- フィッシングを見つけたら、サイバー犯罪相談窓口(フィッシング110番)まで。

銀行等を装ったID・パスワードの変更等を促すメール

フィッシングの例



フィッシング110番

全国のサイバー犯罪相談窓口では、フィッシングに関する情報提供を受け付けています。

- フィッシングをしている偽のホームページを見つけた!
→ ホームページのアドレスを教えてください。
- フィッシングと思われるメールが来た!
→ メール の 題名、内容、リンク先、ヘッダ情報を教えてください。
- フィッシングの被害にあってしまった!
→ 被害の状況について教えてください。

<http://www.npa.go.jp/cyber/policy/phishing/phishing110.htm>
具体的な被害の相談については、最寄りの警察署にお問合せ下さい。